

# 保険グループにおける保険募集の再委託

## －金融審議会での検討－

主任研究員 武田 朗子

### 目 次

1. はじめに
2. 保険募集の委託に関する現行の規制内容
3. 総代理店制度導入に関する 2003 年度の検討
4. 金融審議会における 2011 年度の検討
  - (1) 「規制・制度改革に係る方針」の閣議決定までの経緯
  - (2) 金融審議会での検討内容
5. 諸外国における代理店再委託制度
  - (1) イギリス
  - (2) フランス
  - (3) グループ内保険会社の監督責任に関するニューヨーク州保険庁の見解
6. 保険募集の再委託に対する筆者の考え
  - (1) 保険グループに限定した保険募集の再委託制度について
  - (2) 保険募集の再委託制度の導入による保険会社のメリット等について
7. おわりに

## 1. はじめに

2010年8月27日公表の「平成22検査事務年度検査基本方針」において、金融庁は初めて保険代理店に対する金融検査実施の方針を示した。これは近年代理店の規模が拡大する傾向にあることを考慮し、これまで保険会社に対する金融検査を通じて確認されてきた代理店の業務適切性を、必要に応じ、代理店への金融検査実施によって確認できるようにしたものである。平成23検査事務年度検査基本方針においても、代理店への検査を引き続き積極的に行っていくことが記されている。さらに「保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）」では、2011年2月の改定時に大規模乗合代理店を想定したチェック項目が追加されており、代理店における保険募集態勢の整備および保険会社による代理店管理態勢の整備は、ますます重要度を増しているといえよう。

こうした中、2011年3月に再開された金融審議会<sup>1</sup>において、現行の保険業法では認められていない保険募集の再委託（復代理）の問題が検討されている。保険募集は本来、保険会社から直接委託を受けた者が行う。しかし保険募集の再委託では、保険会社から委託を受けた者がさらに別の者に保険募集業務を委託するため、実際に保険募集を行うのは再委託を受けた当該別の者になる。

保険募集の再委託に関する過去の検討としては、2003年度に討議された総代理店制度がある。これは特定の代理店が保険会社からの委託を受け、総代理店として他の代理店の管理業務等を行う制度である。実際の保険募集は総代理店と委託契約を締結した代理店が行うため、保険会社の管理・監督がこうした再委託された代理店まで十分に行き届かないとの判断から総代理店制度の導入は見送られた経緯にある。

その後の再編によって損害保険業界内で保険持株会社グループへの移行が進んだという背景もあり、金融審議会ではグループ経営円滑化の観点で代理店再委託の利用可能性が検討されている。特に日本損害保険協会（以下「損保協会」）は、同一グループ内の保険会社間で保険募集の再委託を利用する場合<sup>2</sup>に絞って規制の緩和を求めている。

本稿では、これまでの金融審議会での討議内容から、適正な保険募集態勢確保との関係で保険募集の再委託がどのように検討されているかを中心に検証する。また参考事例として、海外における保険募集の再委託制度や保険持株会社グループに属する保険会社が再委託先である代理店に対して負うべき責任についてのニューヨーク州保険庁の見解を紹介する。

なお、本稿で述べる意見および考察は、筆者の個人的見解であり、所属する組織の見解ではないことをお断りしておく。

---

<sup>1</sup> 金融審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて金融制度の改善など国内金融の重要事項について調査・審議を行う組織であり、金融庁内に設置されている。民主党政権の発足以降は休眠状態が続いていたが、運営方法やメンバーの見直しを行って2011年3月に再開された。

<sup>2</sup> 例えば保険会社Aが属する保険持株会社グループにおいて、特定の保険分野を専門に扱う保険会社Bを新設することになった場合に、代理店網を持たないBが保険募集関連業務をAに委託してAの代理店

## 2. 保険募集の委託に関する現行の規制内容

現行の保険業法では、損害保険代理店を「損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者」と定義し（2条21項）、内閣総理大臣の登録を受けることが必須とされている（276条）。さらに損害保険代理店およびその役員・使用人が行う保険募集は、委託を受けた保険会社のために行う保険契約の締結の代理または媒介に限られている（275条2項）。

したがって、現在のルールでは損害保険の募集は損害保険会社から直接委託を受けた代理店だけに認められ、代理店が再委託を受けて直接委託契約を締結していない保険会社のために保険募集を行うことは認められていない。

また、委託した代理店に対する保険会社の管理・監督責任として、保険業法では保険募集に関して保険募集人が保険契約者に加えた損害は委託を行っている保険会社が賠償することと規定している（283条）。

## 3. 総代理店制度導入に関する2003年度の検討

内閣府に設置された総合規制改革会議<sup>3</sup>が2002年12月に公表した「規制改革の推進に関する第2次答申」において、保険募集人等の委託の在り方についての見直しが挙げられた。これは金融分野の具体的施策の一つである「保険会社の再編や機能分化を可能とする規制改革」の1項目として掲げられたもので、本項目は最終的に2003年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（再改定）」に盛り込まれ、2003年度中に検討および結論が出されることとなった。

保険募集人等の委託の在り方についての見直しとは、具体的には総代理店制度導入の検討であり、保険会社が大規模代理店などを総代理店にして保険会社の業務の一部を委託し、実際の保険募集は総代理店の委託を受けた（再委託された）代理店が行うことの是非が検討された。

総代理店を介した再委託が認められると、例えば保険会社の各店舗が行っている営業推進・代理店管理等の販売会社的な業務を切り離して外部委託することが可能となり、保険会社の業務効率化につながるといった効果が期待できる。その一方で、これまで保険会社が行っていた業務を外部に委託するには、適正な保険募集および保険契約者の保護が確保されなければならない。このため当該見直しにあたっては、保険募集に関する保険会社の責任、総代理店が行うことのできる業務範囲、適正な保険募集業務の実施お

---

網を利用して保険を販売するケースが想定されている。

<sup>3</sup> 総合規制改革会議は、経済社会の構造改革を推進する観点から、必要な規制の在り方に関する基本的事項を総合的に調査・審議していくために内閣府に設置された機関である。本会議では企業経営者や大学教授等が委員を務め、2001年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」の実施状況のモニタリングなどが行われた。

よび保険契約者保護を確保する方策などを明確にする必要があるとされた。

以上を踏まえて検討が行われたものの、結局総代理店制度の導入は見送られることとなった。規制改革推進3か年計画（再改定）のフォローアップ結果（2004年3月末現在）では、見送りとなった主な理由を次のように示している。

- ① 適正な保険募集が確保できなくなる恐れがある。
- ② 保険会社が自ら委託していない代理店の保険募集に関しても賠償責任を負わなければならない。
- ③ 多くの保険会社を傘下に持つ総代理店は強い販売力を有するようになり、保険会社のコントロールが十分に働かなくなる恐れがある。
- ④ ①の対応として、傘下の代理店が行う保険の適正募集を確保する責任を総代理店に負わせることや、総代理店は保険会社の子会社に限るなどが考えられるが、実際にはこのような総代理店は想定し難い。

#### 4. 金融審議会における2011年度の検討

前記3.のとおり、2003年度の総代理店制度導入の検討は実現に至らなかったが、2011年4月に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において再び保険募集人等の委託の在り方の見直しが規制・制度改革事項の一つに定められた。ただし、今回は企業グループの組織再編に資する規制の見直しの一環での検討とされた。見直しは金融庁を所管省庁として進められることになったが、おりしも2011年3月に開催された金融審議会の総会（金融分科会との合同会合）において、金融担当大臣が諮問事項の一つとして保険会社グループ経営の向上に資する規制の在り方等について検討を求めている<sup>4</sup>ことから、保険募集人等の委託の在り方の見直しに関しても金融審議会の場で併せて検討されることになった。

以下、保険募集人等の委託の在り方の見直しが規制・制度改革事項として閣議決定されるまでの経緯、および金融審議会における現在までの検討内容を説明する。

##### (1) 「規制・制度改革に係る方針」の閣議決定までの経緯

2011年4月に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」は、政府の行政刷新会議の下にある「規制・制度改革に関する分科会」（以下「分科会」）<sup>5</sup>によって2010年3月以降進められてきた規制・制度改革の検討がベースになっている。

<sup>4</sup> 金融審議会での保険会社グループ経営の向上に資する規制の在り方等の検討は、もともとは保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しを指していた。

<sup>5</sup> 行政刷新会議は国の予算、制度、その他行政全般の在り方の刷新や、国、地方公共団体および民間の役割の在り方の見直しを行うために内閣府に設置された審議機関である。規制・制度改革に関する分科会は行政刷新会議の下に設けられた3つの分科会の一つであり、企業経営者や大学教授等が委員を務める。

分科会は金融分野における検討の論点の一つに「質の高いサービス提供のための金融グループの経営円滑化」を掲げた。これは金融機関のグループ化が進む中で、金融グループ全体として顧客により質の高いサービス提供ができるような組織再編や業務範囲規制等に関する金融法制の改革を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築し金融市場および金融産業の国際競争力を高めるべき、との分科会の考えに基づいている。そして保険募集人等の委託の在り方の見直しは、保険グループの組織再編に資する規制の見直しの観点から検討項目として取り上げられることとなった。

見直しの方向性は「再委託を認めることにより、例えば、保険会社の機能を分離し、販売会社を設立して営業推進や代理店管理を行う等、組織再編の選択肢を増やすべきである」というもので、保険会社の業務効率化の観点では 2003 年度の総代理店制度の検討と方向性は同じであった。この分科会の検討案に対し、管轄当局である金融庁は保険会社の代理店管理の問題から難色を示したが、2011 年 1 月 26 日に分科会から出された中間とりまとめ(案)では、「保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、復代理等も含めた保険募集人等の委託の在り方について、業務の適切な実施を確保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う」とする規制・制度改革案が示された。分科会はこれを取り上げた理由に、戦略的な組織再編のための選択肢の一つとなり得ること、およびグループ内で行われる場合は（グループとして一定の統制力が効くため）保険契約者の保護に欠けることがないことを挙げている。

また分科会はこの改革案について、銀行代理業では所属銀行の許諾を得て再委託が可能であるが原則は許可制であること<sup>6</sup>を例に挙げ、以下のような見解を示した。

- 単に復代理を認めるのみならず、業務範囲や委託元の指導、賠償責任に関する規定を設けている銀行代理業に準じて規定することが必要である。
- 総代理店の権利義務、保険会社との関係につき必要な規定を別に置くことで、代理店の業務の適切な実施、総代理店のコントロール、賠償責任の明確化等の問題をクリアすることは可能である。

当該改革案は政府による調整を経て「規制・制度改革に係る方針」内に定められ、平成 23 年 4 月に金融庁を所管省庁とする平成 23 年度中の検討事項として正式に閣議決定された。

## (2) 金融審議会での検討内容

保険募集等の委託の在り方については、金融審議会の金融分科会内に設置された「保

<sup>6</sup> 銀行代理業の再委託制度に関しては、後記 b.(a)を参照願う。

険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」<sup>7</sup>（以下「保険グループWG」）で検討されることとなった。保険グループWGは2011年6月に初会合を開き、9月末までに合計4回の会合が開かれている。このうち保険募集等の委託の在り方については第1回、第3回、第4回会合で討議され、保険グループにおける保険募集の再委託の形態などが検討されている。ここでは保険業界関係者である本WGの実務メンバー<sup>8</sup>が当該会合において行った説明や自由討議など、これまでに検討された内容を紹介する。

#### a. 第1回会合（2011年6月29日開催）

第1回会合では、金融担当大臣からの諮問事項に係る背景等について事務局である金融庁から説明があり、次いで実務メンバーより今後の議論の参考とするため、諮問事項に関する見解等が説明された。保険募集等の委託の在り方に関しては、損保実務メンバー<sup>9</sup>が規制の緩和を要望したのに対し、生保実務メンバーは慎重な検討を求めた。

なお、本会合は保険グループWGの初会合であったことから、当該WGで取り扱う各課題に関する問題提起を中心に行い、本格的な検討は事務局が論点整理を行った上で次回以降の会合で行うこととされた。

##### (a) 損保実務メンバーによる問題提起

損保実務メンバーからは、グループ内各社の機能の集約または再編は、経営効率化や契約者へのサービス力強化の一つの選択肢であること、しかしながら現在の規定では、例えば代理・代行制度<sup>10</sup>を利用してグループの中核である保険会社の代理店にグループ内の他の保険会社の保険商品を代理販売させる場合であっても、当該他の保険会社は中核保険会社の代理店との間で改めて代理店委託契約を締結しなければならないことが説明された（図表1参照）。

その上で損保協会からの要望として、グループ内保険会社間の販売代理制度を整備し、新たに委託契約書を締結することなくグループ内各社の商品が販売できるよう検討を依頼した。この要望が実現した場合に期待される効果は、今まで以上にグ

<sup>7</sup> 金融審議会では機動的に調査・審議を進めるため、金融担当大臣からの諮問事項ごとにワーキング・グループが設置された。保険グループWGでは保険会社のグループ経営の向上に資するような規制の在り方に関して、保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しなどが討議されている。

<sup>8</sup> 保険グループWGは大学教授、経済団体および消費者団体の幹部、アナリストなどによる12名のメンバーと3名の実務メンバーから構成されている。本稿では以下、12名のメンバーに関しては総称して「委員」と表記する。実務メンバーはそれぞれ国内損害保険会社、国内生命保険会社または外国損害保険協会に属していることから、「損保実務メンバー」「生保実務メンバー」「外国損保実務メンバー」と表記する。

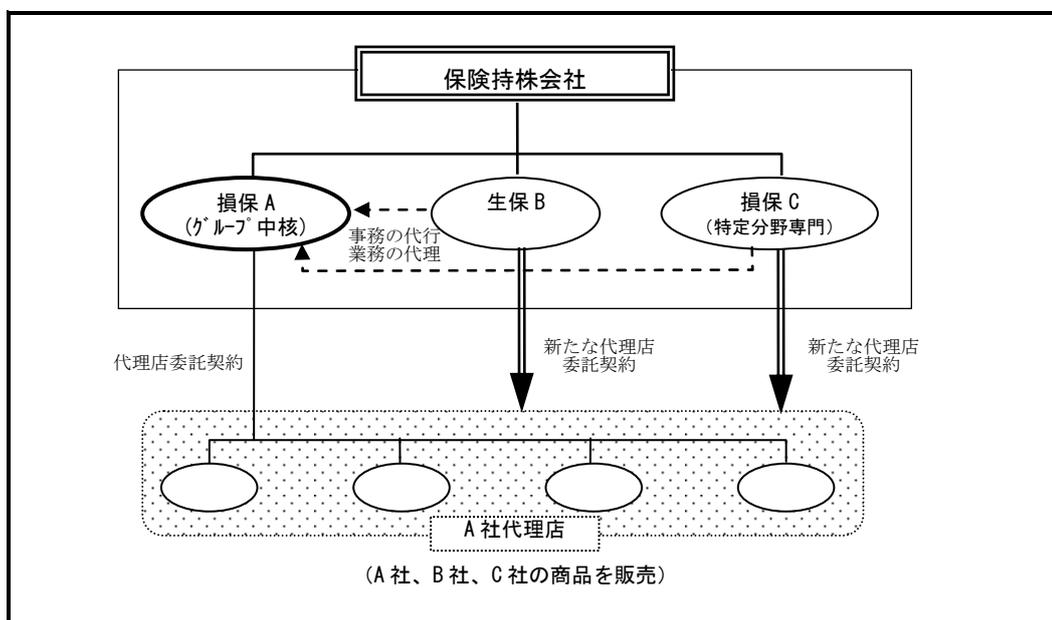
<sup>9</sup> 損保実務メンバーは損保協会の一般委員長を兼務しており、本WG内における同氏の発言は損保協会としての発言となっている。

<sup>10</sup> 保険業法98条および保険業法施行規則51条により、保険会社は他の保険会社における保険募集人の教育・管理、保険引受等に係る書類の作成・授受などの事務代行、および保険契約締結の代理・媒介、損害査定等の業務の代理を行うことが認められている。

グループ経営の効率化を図ることができ、お客様の多様なニーズに応える商品・ニーズの提供等が可能となることとした。

また、損保実務メンバーは 2003 年度の総代理店制度導入の検討に触れ、業務の適切性等を理由に導入が見送られたことは損保協会も同感だとして、今回の提案は総代理店制度とは違う切り口であることを強調した。そしてグループ内の保険会社同士の場合には、保険会社との委託契約により確保されている代理店の業務適切性が他の保険会社の保険商品を代理販売する際にも確保されるものとし、改めて他の保険会社との委託契約締結は不要とする提案であるとの説明を行った。

図表 1 グループ内で代理・代行制度を利用する場合の代理店委託関係（現行制度）



(出典：保険グループWG第1回会合の公表資料をもとに作成)

### (b) 生保実務メンバーによる問題提起

生保実務メンバーは現行の保険業法で復代理<sup>11</sup>が禁止されている理由について、保険会社がみずからの委託先である代理店を直接管理・監督を行うことで代理店の業務適切性を確保し、当該代理店の行為に責任を負うことが消費者保護の観点から必要との考えによるもの、と説明した。

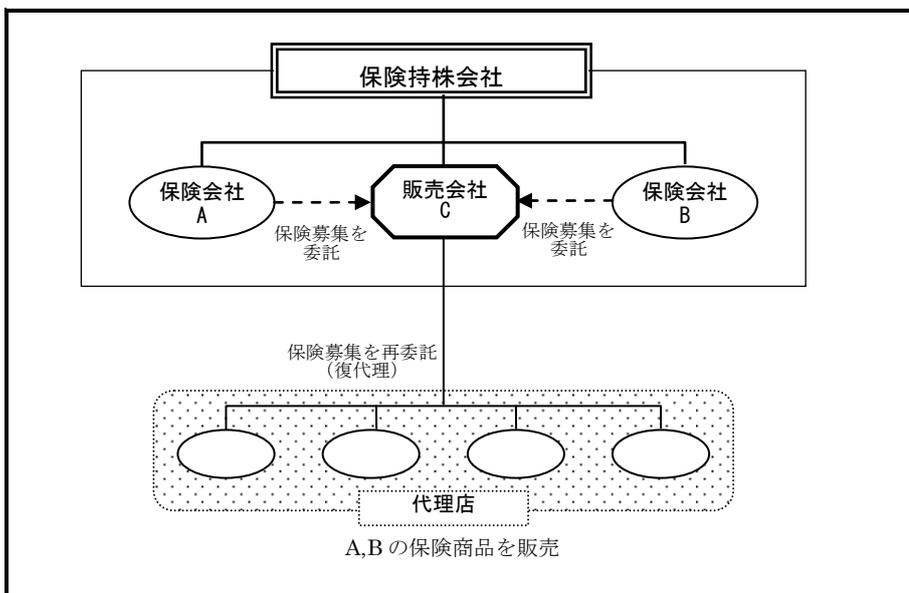
今回のWGのテーマである保険会社のグループ経営の観点で想定される復代理の例としては、グループ内に存在する複数の保険会社の保険募集業務を同一グループ内の販売会社に集約し、さらにその販売会社が総代理店となり傘下の代理店に保険募集を委託するケースを挙げた（図表 2 参照）。

<sup>11</sup> 本項では生保実務メンバーの発言に倣って「復代理」と表記しているが、復代理は代理店間での再委託の意味合いで使われる場合がある。このため、損保実務メンバーは保険グループWGでの発言におい

その上で、グループ内で行われる場合を含め、復代理には消費者保護の観点で 3 つの懸念があると指摘した。一つは保険会社の管理・監督が直接及ばないため問題のある募集行為が発生する懸念、次に復代理店の行為に対する責任の所在が不明確になる懸念、最後に復代理のすべての委託関係を保険会社が把握することは難しいことから、結果的に問題のある代理店が混在する懸念だとした。

さらにグループ内に限定した復代理でも、持株会社参加の兄弟会社である保険会社と総代理店の間では、同一グループであっても直接の資本関係がないため保険会社の管理が十分に及ばない可能性があるとの懸念、保険会社が売却等によりグループから外れた場合に契約者に対する責任の所在が曖昧になるなどの懸念が生じることも指摘し、復代理に関しては、消費者保護の観点からこれらの懸念を踏まえた慎重な検討を求めた

図表 2 保険会社のグループ経営の観点から想定される復代理の例



(出典：保険グループ WG 第 1 回会合の公表資料をもとに作成)

### b. 第 3 回会合（2011 年 8 月 30 日開催）

第 3 回会合では保険募集人等の委託の在り方に関する具体的な検討が行われた。事務局の金融庁から規制の現状、損保協会の要望事項および検討の論点等が説明されたのち自由討議が行われ、委員からの質問に損保実務メンバーが回答した。

#### (a) 金融庁による検討の論点の提示

グループ内で保険募集業務集約化のために再委託を活用する場合のイメージとし

---

て総代理店制度との混同を避けるために「復代理」という表現はしていない。

て、金融庁は2つのケースを示した（図表3参照）。一つは保険募集をグループ内の特定の保険会社に委託した上で保険代理店に再委託するケースであり、もう一つは保険募集をグループ内の子会社（販売会社）に委託した上で保険代理店に再委託するケースである。

その上で、金融庁は保険募集人の委託の在り方に関する今回の検討の論点を以下の3つに整理した。ここでは保険募集の再委託を受けた者（再受託者）は、自分に直接委託した者（再委託者）とのみ委託契約を締結し、本来の委託者である保険会社とは委託契約を締結しないことを想定して論点が整理されている。

- 保険募集を再委託すると保険会社の監督が直接及ばないが、適正な保険募集をどう確保するか。グループ内の再委託者を通じた再委託であれば適正な保険募集が確保されるか。
- 再受託者が保険契約者に加えた損害について責任の所在をどう考えるか。その際、保険会社および再委託者の責任をどう考えるか。保険会社と再委託者が同一グループ内に存在していれば、責任の所在が不明確になることが回避されるか。
- 現行でも代理店に対する教育・管理などの事務を他社に委託することが可能だが<sup>12</sup>、保険募集の再委託を可能とすることのメリットは何か。

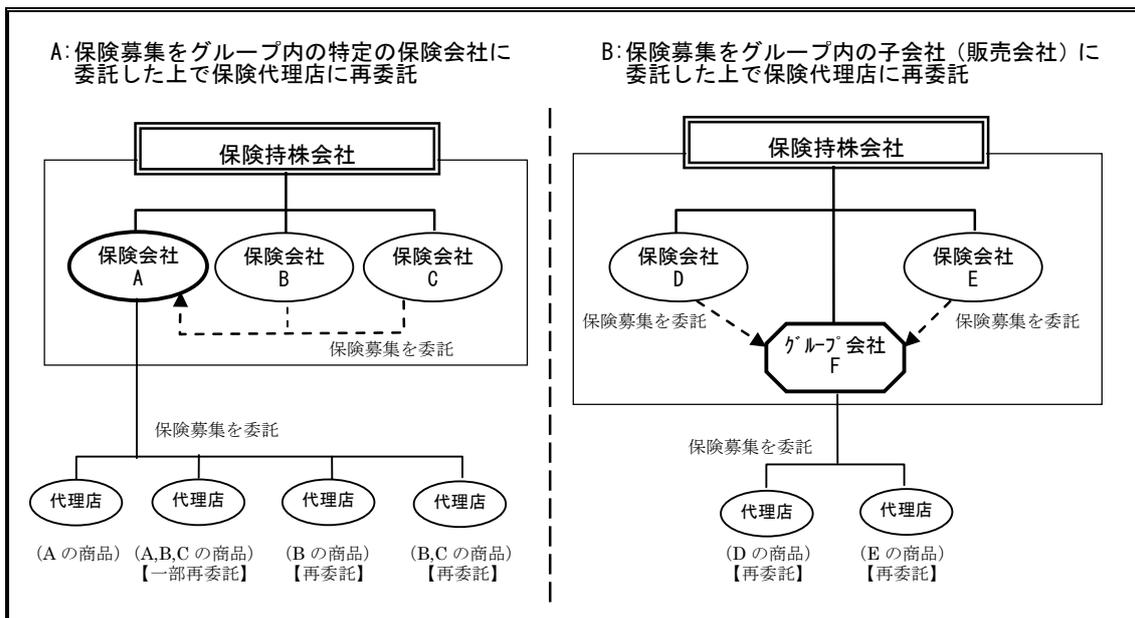
また再委託制度の参考例として、銀行代理業制度が紹介された。銀行代理業は銀行法で制定されている制度であり、銀行のために預金等の受入契約の締結の代理または媒介を行い、委託元の銀行（所属銀行）の許諾<sup>13</sup>があれば別の銀行代理業者に銀行代理業を再委託することが認められている。ただし、本制度では再委託が行われた場合でも、所属銀行は再委託をした銀行代理業者とともに、再受託者が営む銀行代理業に関して健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負い、かつ銀行代理行為に関して再受託者が顧客に与えた損害に対する賠償責任も負うこととされている。

---

<sup>12</sup> 前記4.(2)a.(a)参照。

<sup>13</sup> 再委託自体は所属銀行の許諾でよいが、受託者は内閣総理大臣の許可を得た銀行代理業者でなければならない。

図表 3 グループ内で再委託を活用する場合のイメージ



(出典：保険グループ WG 第3回会合の公表資料等をもとに作成)

## (b) 自由討議

金融庁からの説明に続いて行われた自由討議では、委員から、保険募集の再委託をすることによって保険契約者や保険会社にどのようなメリットがあるか、再委託により保険会社の監督が十分及ばない問題を払拭するような有効な措置を考えているか、などの質問が出された。

損保実務メンバーは質問への回答に際し、今後想定されるグループ内での再委託の利用可能性や現行の代理・代行制度の限界に触れ<sup>14</sup>、損保協会の規制緩和の要望はあくまでもグループ内の保険会社間での募集委託の在り方であり、想定している類型は前記図表3のAパターンだとした。

そして保険募集の再委託のメリットについて、保険契約者にとっては商品選択の幅がグループ内保険会社の保険商品にまで広がり、グループ経営の効率化による保険料引下げの可能性もあるとした。一方、保険会社にとっては、グループ内の新規保険会社が（多数の代理店と個々に代理店委託契約を締結することなく）中核保険会社の販売基盤をすぐに活用できることでグループ経営が効率的になり、また商品ラインアップを効率的に補完できてグループの総合力が高められること、保険会社にこうした選択肢があること自体がグループの企業価値を引き上げ、投資家の投資意欲（インセンティブ）につながる可能性があることを挙げた。

<sup>14</sup> 例えば、グループ内で現在の少額短期保険会社が扱っているようなシンプルな保険商品を取り扱うことを決め、小規模の保険会社をグループ内に設立または買収することなどが想定されるとした。このとき小規模保険会社は、グループ内の中核保険会社に保険募集を委託する場合であっても、現行の代理・代行制度の下では多数の代理店と個々に代理店委託契約を締結しなければならないことを説明した。

また保険募集時には、保険契約者に対して販売の代理であることを十分説明するとともに、契約のメンテナンスに関しては商品を提供した会社が行うこととし窓口をきちんと案内すること、および何か問題が生じた場合の責任については、商品を提供する側の会社と販売を受託する側の会社の責任関係を明確にしておくことで対応が可能ではないかとの見解を示した。図表 4 に具体的な質疑応答内容をまとめたので参照願う。

こうした討議を受けて、委員からは規制緩和に対して消極的なものを含む以下のような意見が出された。

- 販売委託を行う保険会社間の責任関係を明確化した上で規制を緩和すべきである。
- 銀行法における銀行代理業の再委託に係る規定を参考にすべきである。
- 銀行預金などに比べ保険は複雑な商品であり、銀行代理業で再委託が認められているからといってそのまま保険にも再委託が認められていいというものではないのではないか。
- 保険会社の代理店への教育・管理の強化が前提であり、これが結果として契約者の利益保護につながる。
- 事業費率をみるに欧州に比べ日本の損保会社は非常に高コストな体質であり、これが改善されるのであれば再委託は契約者や株主にメリットがあるのではないか。
- 規制緩和をしなくても、現在の代理・代行制度で対応できるのではないか。

**図表 4 保険グループWG 第3回会合における質疑応答**

委員からの質問	損保実務メンバーによる回答
<p>○契約者の視点から、保険募集を再委託することで具体的に利用者の利便性につながるそのような事例があるのか</p>	<p>&lt;保険契約者側のメリット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○グループ内の保険会社間の販売代理が認められれば、代理店は今まで以上に顧客ニーズに合致する商品・サービスを取り扱うことが可能となり、保険契約者の選択肢が広がる。</li> <li>○効率的なグループ経営が可能となることで、保険料引下げのメリットを享受できる可能性が広がる。</li> </ul>
<p>○保険会社の視点から、保険募集の再委託によって格段に事業効率が進むようなシナリオが考えられるのか</p> <p>○保険募集の再委託のメリットがどれほどのものであるのか</p>	<p>&lt;保険会社側のメリット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険会社としては、新設保険会社や買収された保険会社がグループ内の中核保険会社の販売基盤をすぐに活用できるため効率的なグループ経営が可能になり、商品ラインアップの効率的補完によりグループ総合力が高められる。</li> <li>○保険会社にこうした選択肢があること自体がグループの企業価値の向上になり、投資家サイドのインセンティブにもつながる可能性がある。</li> </ul>

委員からの質問	損保実務メンバーによる回答
○保険募集業務を再委託する場合に、保険会社の監督が十分及ばない問題を払拭するような有効な措置を考えているか	○商品提供会社と販売受託会社の責任関係を明確にしておく手当をすることで、問題が生じないように対応することが可能。

(出典：保険グループWG第3回会合の公表資料等をもとに作成)

### c. 第4回会合（2011年9月26日開催）

第4回会合では、金融庁による前回討議を受けての論点再整理、損保協会の規制緩和要望に対する外国損保実務メンバーの見解の表明および自由討議が行われた。

#### (a) 金融庁による論点の再整理

第3回の会合では前述のとおり、グループ内の保険会社間で行われる場合に限り再委託の規制を緩和するよう損保協会が要望したのに対し、再受託者への十分な監督を懸念する意見や現行の代理・代行制度で対応可能とする意見が出された。

これを踏まえて金融庁は、保険会社は自らが直接委託している代理店に対しては適切な監督を行うことが可能であり損保協会の要望にも沿っているとして、今後の議論は再委託を幅広く認める形態ではなく、グループ内の保険会社を再委託者にする形態（前記図表3のAパターン）に限定して進めていくことを提案した。その上でグループ内保険会社への再委託で残される論点を次の4点に再整理した。

##### ① 再受託者の選定にあたっての委託者の関与の在り方

再委託をした場合でも保険契約の引受責任は本来の委託者である保険会社が負っていることを踏まえると、再受託者の選任に際しては委託者の許諾を必要とすることで委託者の関与が必要か。

##### ② 再受託者に対する指導・監督の在り方

再委託者が再受託者に対する直接の指導・監督を行う場合、再委託者・再受託者を適切に監督する上で委託者にはどのような措置が求められるか<sup>15</sup>。

##### ③ 損害賠償責任の在り方

再受託者が保険契約者に加えた損害に対しては、委託者と再委託者のうち、資力に勝り、かつ再受託者の適正な保険募集の確保に関してより責任を有する委託者および再委託者が損害賠償責任を負うとすることが適当か。

##### ④ その他

上記以外で保険契約者保護等の観点から検討すべき論点があるか。

<sup>15</sup> 例えば銀行法では、銀行代理業の健全かつ適切な運営確保のために必要と認める場合は、所属銀行は銀行代理業者との間の委託契約、および銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の再委託契約について、内容変更または解除の措置を講じなければならない。

## (b) 外国損保実務メンバーによる見解の表明

外国損保実務メンバーは、損保協会による規制緩和の要望は開かれた市場と自由な競争の原則に従うものであり外国損害保険協会として反対するものではないとし、同協会の会員に対するアンケートでも肯定的な回答が大多数であった、と説明した。

また、銀行代理業の再委託で採用されている許可制（前記 4.(2)b.(a)参照）について、保険会社の事務負担が大きくなる範囲であれば、再委託者および再受託者の管理・教育に関する責任の所在について透明性を確保するのに適切な方法だとする考えなどを述べた<sup>16</sup>。

このほか諸外国の類似制度として、米国の管理総代理店（Managing General Agent : MGA）制度が紹介された。管理総代理店は法律に定める保険代理店業務を行う一方で、保険会社との委託契約に基づいて保険会社業務の一部または全部<sup>17</sup>を運営管理する。外国損保実務メンバーはニューヨーク州の法令<sup>18</sup>を例に、管理総代理店の定義、保険会社が管理総代理店を利用する場合の要件、保険会社との委託契約書に記載すべき主な内容等を説明した。

## (c) 自由討議

今後の議論はグループ内の保険会社を再委託者にする形態に限定して進める、との金融庁の提案に関しては、委員から合意する声相次いだ。その一方で以下のような意見が出された。

- グループ内で代理店管理の基準が相応に共有化されるべきである。
- 契約者のメリットがわからない。
- 契約者からみて代理店が直接委託契約を締結していない保険会社の商品に関する説明責任をきちんと果たせるのか心許ない、との懸念が未だ拭えない。
- 銀行法では所属銀行が銀行代理業者間の委託契約内容の変更・解除を求めることができるが、規定されているが、保険においても同様の措置が必要である。
- 中核保険会社は代理店との再委託契約締結時に従来の委託契約内容の訂正が生じ、グループ内の保険会社数によってはかえって業務が煩雑にならないか。
- 保険会社（委託者）と代理店（再受託者）との委託契約締結を省略できなければ損保協会が考えるメリットが殆どなくなってしまうので、この点は実務的なところを詰めて考えた方がよい。

<sup>16</sup> このほか、規制緩和が実現すれば（グループ内の新設保険会社が）代理店と委託契約を締結せずとも保険募集ができることとの関係で、代理申請会社の承認を要する現行の乗合手続の廃止を求めた。

<sup>17</sup> 保険会社業務の全部を運営管理するとは保険会社の支店機能を有することを意味する。これはもともと管理総代理店の発祥が、西部開拓時代に東部に所在した保険会社が西部進出に際し支店開設費用を賄えず地元の代理店に支店業務を依頼したことに由来する。

<sup>18</sup> 連邦国家である米国では、保険に関する法律や保険販売制度、保険販売規制および保険監督規制等は州ごとに規定されている。

これらの意見に対して損保実務メンバーは「銀行代理業は銀行代理業者からさらに別の銀行代理業者へ委託を行うので、保険会社間の委託となる本件とは性質が少し異なると考えている。」「再委託契約の在り方を中心に業界で議論をさせてもらいたい。」などと発言した。

## 5. 諸外国における代理店再委託制度

諸外国における保険募集の再委託制度には、前記 4.c.(b)の米国の管理総代理店制度のほか、イギリスとフランスにも再委託制度がある。ただし、いずれも今般保険グループ WG で検討されているような保険グループ内での利用に限定した再委託制度ではない。

保険募集に関わる再委託ではないが、保険持株会社グループに属する生命保険会社が同一グループ内の別事業者を介して再委託を行っている場合に、再受託者に対して生命保険会社が負うべき監督責任に関してニューヨーク州保険庁が見解を示している。保険グループ WG で指摘されているような、再受託者に対する保険会社（委託者）の管理・監督責任の点で参考になると思われるので本項にて紹介する。

### (1) イギリス

イギリスでは保険ブローカーや代理店等の保険仲介者が、保険募集に関して別の者に再委託することを認める制度がある。再委託を受ける者は指定代理者（appointed representative）と呼ばれ、保険仲介者との代理契約に基づいて保険募集業務を行う。

保険募集業務は金融サービス事業者の監督機関である金融サービス機構（Financial Services Authority：以下「FSA」）の規制対象業務とされていることから、イギリスでは原則として FSA の認可を受けた事業者（以下「規制対象事業者」）しか保険募集を行うことができない（2000 年金融サービス・市場法<sup>19</sup>19 条）。このため保険仲介者は規制対象事業者であるが、指定代理者は例外的に規制対象事業者の免除者と位置付けられているため、FSA の認可を得ることなく保険募集に携わることができる<sup>20</sup>。

ただし、指定代理者が行った保険募集業務は代理契約を締結した保険仲介者の業務とみなされ、指定代理者の管理・監督に関しては当該保険仲介者がその責を負わなければならない。

### (2) フランス

フランスにも保険仲介者に再委託を認める制度が存在する。再委託を受ける者は保険仲介者代理者（mandataires d'intermediaires d'assurance）と呼ばれ、保険仲介者

<sup>19</sup> 2000 年金融サービス・市場法の原文は、Financial Services and Markets Act 2000 である。

<sup>20</sup> したがって、指定代理者は規制対象事業者ではなく、FSA の規制・監督を直接受けることはない。

との委託契約に基づいて保険募集の関連業務を行う。イギリスの指定代理者が保険仲介者の代理で保険募集業務を行うことができるのに対し、フランスの保険仲介者代理者が行うことのできる業務は、保険契約の紹介、提案および締結の支援ならびに保険料（または掛金）の集金業務に限られている。

このほか、わが国の専属代理店に相当する保険総代理店（agents généraux d'assurance）との代理契約に基づいて、主に企業分野で保険総代理店を代理して活動する副代理店（sous agents）がある。

### (3) グループ内保険会社の監督責任に関するニューヨーク州保険庁の見解

保険募集に係る再委託ではないが、保険会社と再委託者がいずれも同一グループに属している場合の再受託者に対する保険会社の責任範囲について、ニューヨーク州保険庁が見解を示した事例がある。

この見解とは、保険持株会社の傘下にあるニューヨーク州で営業している生命保険会社が、実際に同州保険庁に照会し、保険庁がこれに回答したものである（OGC opinion #05-02-07 February 3,2005）<sup>21</sup>。

以下、質問の背景にある事実関係を示した上で、生命保険会社による質問と保険庁の回答を示す。

<事実関係（図表 5 参照）>

- 保険持株会社 X の傘下に州内で営業する生命保険会社 A と、A の総代理店（general agent）<sup>22</sup>である D が存在する。生命保険会社 A と総代理店 D はいずれも保険持株会社 X の完全子会社である。
- 総代理店 D の設立以前、生命保険会社 A は代理店と委託契約を締結し保険販売を行っていた。総代理店 D の設立に伴い生命保険会社 A は総代理店 D と総代理店契約を締結し、生命保険会社 A が委託していた代理店は総代理店 D が雇用する副代理店（sub-agent）G とした。
- また生命保険会社 A は、代理店を支払先とする非適格報酬繰延制度（non-qualified deferred compensation plan）<sup>23</sup>を導入していたが、総代理店 D の設立により同制度に係る資金および管理運営等はすべて保険持株会社 X に譲渡した。

<sup>21</sup> OGC は Office of General Counsel の略であり、ニューヨーク州保険庁による法見解は OGC opinion として示されている。

<sup>22</sup> 総代理店制度は主に生命保険業界で利用されている販売制度である。生命保険会社と総代理店契約を締結し、担当地域において副代理店を自ら雇用し教育・管理等を行う、または既存の代理店を副代理店に任命する。

<sup>23</sup> 非適格報酬繰延制度は、従業員等に対し将来の給付を約束する、専用の基金を持たずに運用される制度である。

<質問および回答>

Q1：非適格報酬繰延制度に関する管理・責任は保険持株会社 X が負っている場合でも、代理店に対する過度の報酬支払を制限するニューヨーク州保険法 4228 項<sup>24</sup>に従って、生命保険会社 A は総代理店 D から副代理店 G への給与等の支払を監督しなければならないか。

A1：管理費などを含め、副代理店に支払われる非適格報酬繰延制度に係るすべての支出を保険持株会社 X が負担しているのであれば、総代理店 D から副代理店 G への支払について生命保険会社 A が監督を求められることはない。

Q2：総代理店 D が副代理店 G に対して、雇用契約に基づいた給与などの支払義務を怠った場合、生命保険会社 A は一般的な契約法に則り裁判所から支払を求められるか。総代理店契約書には、そのような支払が発生した場合、総代理店 D は生命保険会社 A に弁済することが記されている。また、生命保険会社 A は総代理店 D の支払を肩代わりした場合でもニューヨーク州保険法 4228 項(e)(11)<sup>25</sup>に定められる副代理店の監督義務の除外規定は適用されるか。

A2：生命保険会社 A が総代理店 D の支払を肩代わりした場合でも、総代理店 D がこれを速やかに弁済する限りは、保険法 4228 項(e)(11)の除外規定が生命保険会社 A に適用される。

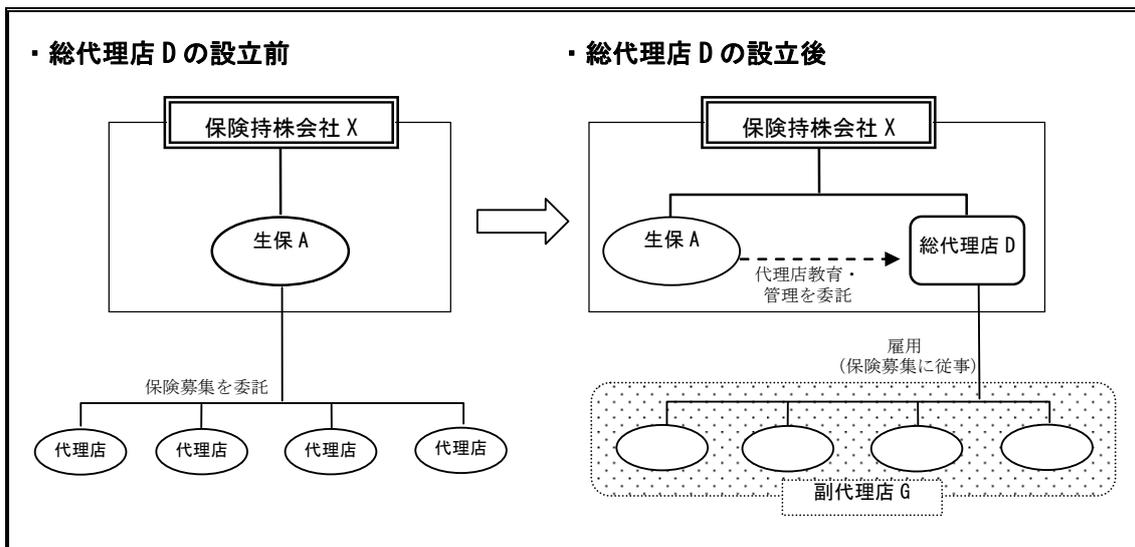
上記のニューヨーク州保険庁の回答は、言い換えれば、生命保険会社 A は副代理店 G に支払われる給与等に直接的または間接的に関与している場合には、保険法 4228 項に従って総代理店 D から副代理店 G への支払に関し監督を行わなければならないということになる。

---

<sup>24</sup> 保険法 4228 項では、個人向け生命保険契約および年金保険契約に関して保険ブローカーや代理店に支払われる報酬額について、上限を規定している。

<sup>25</sup> 保険法 4228 項(e)(11)では、生命保険会社が総代理店に対し追加報酬や給付金等の支払を行っていない場合に限り、総代理店から副代理店への支払に関する生命保険会社の監督義務を免除するとしている。

図表 5 ニューヨーク州の事例における保険持株会社グループの関係図



(注) 図を簡素化するため、生保 A、総代理店 D 以外の持株会社傘下の事業者は表示を省略した。

(出典：ニューヨーク州保険庁ウェブサイトの資料をもとに作成)

## 6. 保険募集の再委託に対する筆者の考え

これまで保険グループ WG での検討内容や諸外国の再委託制度を概観してきた。本項では、実際にわが国で保険募集の再委託制度が導入された場合に保険会社のメリットや代理店に生じる変化等について、筆者の考えを述べることにする。

### (1) 保険グループに限定した保険募集の再委託制度について

2003 年度に検討された総代理店制度は、保険会社と総代理店との委託関係だけで再委託を認めようとするものであった。したがって再委託が行われた場合、再委託先の代理店に対する保険会社の管理が十分に及ばなくなる分、適正な保険募集の確保に関して不安材料を有する制度であった。

今般検討されている保険募集の再委託制度は、保険グループ内の保険会社間での利用に限定している点で諸外国にも例のないユニークな制度である。しかし、わが国の損害保険業界は再編によって持株会社グループ化が進んだことで、3 メガ保険グループが国内市場シェアの約 9 割を占める<sup>26</sup>という特異な市場でもある。このことを考えれば保険グループ内の保険会社間に限定した再委託制度は排他的でも極端でもなく、適正な保険募集を確保する意味ではむしろグループの統制力を活かす手法は望ましいと考える。

<sup>26</sup> ウォールストリートジャーナル日本版「損保業界、3メガ体制に＝MS&ADとNKS」が発足 (2010.4.1)

## (2) 保険募集の再委託制度の導入による保険会社のメリット等について

グループの中核となる保険会社は一般的にグループ内でもっとも広い代理店網を有していると考えられることから、保険会社の再委託先にはグループの中核保険会社が最も適していると考えられる。この場合、中核保険会社は現行の代理店への管理・監督業務の中で委託を受けたグループ内の他の保険会社に関しても適正な保険募集が行われているか確認を行えばよいであろう。

また保険グループ WG で損保実務メンバーが想定しているような、現行では少額短期保険会社が扱うようなニッチな分野に特化した保険会社をグループ内に設立した場合、グループ中核保険会社の代理店網を使った保険販売が認められれば、新設後速やかに販売体制が確保でき早期に販売実績をあげる可能性が高まることになる。これまでの新設保険会社が費やしていた、代理店との個別の委託契約締結にかかる時間やコストが大幅に削減できることになる。

一方、代理店にとっては再委託を請け負うことで取り扱う保険商品が増える可能性があるため、これまでも増して高い保険募集スキルが求められる。適正な保険募集業務が行われているか否かの確認は、(代理店委託契約を締結している)グループの中核保険会社による日々の管理・監督はもちろんであるが、今後は金融庁が直接金融検査を実施することで検証される可能性も十分に考えられるであろう。

## 7. おわりに

保険グループ WG では今後、グループ内の保険会社を再委託者とするケースに絞って保険募集の再委託の検討が進められる。これまでの討議を踏まえると、今後の検討の論点として以下が考えられる。

- 代理店がこれまで扱っていなかった保険会社の商品を扱うことによる適正な保険募集の確保
- 委託者である保険会社の保険募集に関して不適正な行為が発覚した場合、再委託者と委託者双方の保険会社に責任が及ぶ範囲の明確化
- 再委託契約締結に係る事務スキームの簡素化

保険会社にとって業務効率性が増し、グループに属するメリットが享受できるような制度が成立するのか、また適正な保険募集が確保されると同時に代理店の保険募集スキルが向上するような制度が成立するかに注目しながら、今後の保険グループ WG の動向を注意深く見守っていきたいと思う。

## <参考資料>

- ・岡崎康雄、久司敏史、牛窪賢一「欧州損害保険市場の最新動向－2005年の実績とトレンド変化－」『損保ジャパン総研クォーターリー』損保ジャパン総研（2006.12）
- ・規制改革・民間開放推進会議「規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)フォローアップ結果 分野別措置事項 2.金融関係」
- ・金融庁「平成22検査事務年度検査基本方針」
- ・金融庁「平成23検査事務年度検査基本方針」
- ・金融庁「保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）」
- ・新日本保険新聞「保険募集の再委託形態に限定し議論、金融審議会保険ワーキングG」（2011.10.17）
- ・損害保険事業総合研究所『欧米主要国における保険規制、監督、市場動向について－保険販売の規制と実務－』（2010.3）
- ・保険銀行日報「金融審「保険会社のグループ経営規制」WG第4回会合、委託募集の在り方審議」（2011.9.30）
- ・保険銀行日報「保険会社グループ経営で規制の在り方審議始める」（2011.7.15）
- ・保険銀行日報「保険募集の委託の在り方で審議、損保協会グループ内再委託の利点説明」（2011.9.8）
- ・保険毎日新聞「金融審グループ経営規制の在り方保険WGが初会合」（2011.7.5）
- ・保険毎日新聞「金融審 保険会社のグループ経営規制WG（第3回）、保険募集の委託の在り方で意見交換」（2011.9.6）
- ・保険毎日新聞「金融審 保険会社のグループ経営規制WG（第4回）、損保協会 包括移転規制見直しのメリット強調」（2011.10.4）
- ・吉田桂公「保険代理店管理における留意点と実務対応①～⑤」保険毎日新聞（2011.9.5～2011.9.9）
- ・Lisa Yano「従業員向け福利厚生」Morgan Lewis（2009.7）

## <参考サイト>

- ・ウォールストリートジャーナル日本語版ウェブサイト <http://jp.wsj.com/Japan/>
- ・規制改革・民間開放推進会議ウェブサイト <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/index.html>
- ・行政刷新会議ウェブサイト（規制・制度改革） <http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/index.html>
- ・金融庁ウェブサイト（金融審議会） [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/base.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base.html)
- ・総合規制改革会議ウェブサイト <http://www8.cao.go.jp/kisei/>
- ・イギリス金融サービス機構（FSA）ウェブサイト <http://www.fsa.gov.uk/>
- ・ニューヨーク州保険庁ウェブサイト <http://www.dfs.ny.gov/>
- ・Find Law ウェブサイト <http://codes.lp.findlaw.com/>